

福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援事業

【令和5年10月～12月分】

燃料費等高騰の影響を受けた市内中小企業の事業継続と雇用の維持を支援します。

事業用に使用した電気・ガス・ガソリン等が対象です。

個人事業者も申請できます。

概要

令和5年10月から令和6年4月までに使用した燃料費及び光熱費について、**60万円を上限**に価格高騰の影響額の1/2を支援します。

〈計算方法〉

| 支援対象経費 | A 上昇単価 | B 使用量 | C 価格高騰分 |
|----------------|--------------------|--|--|
| 電気 | 1.4円/kwh | 令和5年10月 から 令和6年4月 までの 使用量(事業用) | 支援対象経費ごとにAにBを 乗じて算出(A×B) |
| ガソリン、軽油、重油、灯油 | 20円/L | | |
| オートガス (タクシー含む) | 24円/L | | |
| 都市ガス | 24円/m ³ | | |
| LP ガス | 72円/m ³ | | |
| 支援金額 | | | Cの合計額(価格高騰の影響額) の 2分の1、上限60万円を支援 |

※市が別途実施する物価高騰対策支援の対象事業所は除きます。

※令和6年1月～4月分の申請受付は、5月以降開始予定です。令和5年10月～令和6年4月分をまとめて申請することも可能です。

申請期間

令和6年2月1日(木)～3月30日(土)

申請方法

- ① オンライン申請〈二次元バーコード〉
<https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>
- ② 郵送申請 (3月30日消印有効)



2月1日午前9時から
オンライン申請受付開始

問い合わせ先(申請書の書き方、申請方法等)

福岡市燃料費等高騰支援事務局 電話番号：092-718-1481

受付時間 9：00～17：00 月～土曜日(日曜日・祝日は除く)